

○佐伯市簡易専用水道指導要綱

平成23年3月29日
水道事業告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、佐伯市水道事業に係る水道法（昭和32年法律第177号）第3条第7項に規定する簡易専用水道（以下単に「簡易専用水道」という。）の衛生の確保のため、簡易専用水道の設置の届出、指導等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 簡易専用水道を新設し、増設し、又は改造しようとする者（設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者。以下「設置者等」という。）は、簡易専用水道設置届（新設・増設・改造）（様式第1号）を佐伯市水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 前項の規定による届出を行った者は、設置者等の住所若しくは氏名又は簡易専用水道の名称を変更したときは簡易専用水道設置届記載事項変更届（様式第2号）を、当該簡易専用水道を廃止したときは簡易専用水道廃止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(指導等)

第3条 市長は、前条に規定する届出があった場合において、簡易専用水道の衛生の確保のため必要と認めるときは、当該簡易専用水道を調査することを求め、設置者等に対し関係書類の提出を求め、又は管理、検査等に関し、助言若しくは指導をすることができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

佐伯市長 様

設置者等 住所

フリガナ
氏名

電話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

簡易専用水道設置届（新設・増設・改造）

下記のとおり簡易専用水道を（新設・増設・改造）するので、佐伯市簡易専用水道
指導要綱の規定により届けます。

記

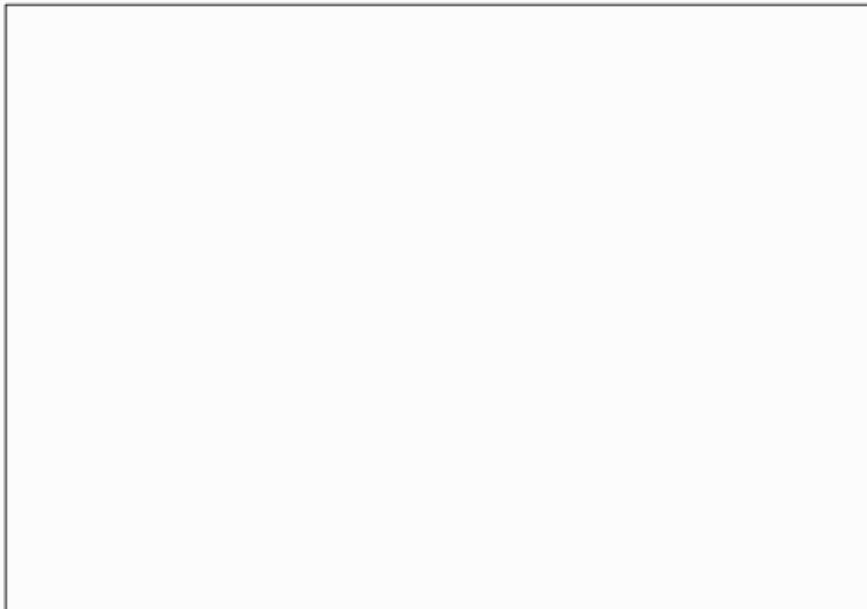
1	簡易専用水道の名称		簡易専用水道						
2	設置場所								
3	工事着手（予定）年月日		年	月	日				
4	工事完了（予定）年月日		年	月	日				
5	給水開始（予定）年月日		年	月	日				
6	管理者氏名 (住所)		(TEL)						
7	種別	住居・商業ビル・事務所・学校・その他 ()							
8	給水対象者	居住者	人	その他（昼間人口）	人				
9	水槽の概要								
区分	寸法 名称	構造物内法				全水深 (m)	有効水深 (m)	有効容量 (m ³)	備考
		幅 (m)	長さ (m)	高さ (m)	全容量 (m ³)				
受 水 槽									
	合計								
高置 (高架) 水槽									
	合計								

※ なお、簡易専用水道の衛生確保の目的に限り、当該写しを登録検査機関へ送付する
ことを了承する。

10 簡易専用水道概要図



11 設置場所見取図



様式第2号（第2条関係）

年 月 日

佐伯市長 様

設置者等 住所

フリガナ
氏名

電話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

簡易専用水道設置届記載事項変更届

年 月 日付で設置届をした簡易専用水道設置届の記載事項を下記
のとおり変更したので、佐伯市簡易専用水道指導要綱の規定により届けます。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由
- 4 変更した年月日

(注) この変更届は、設置者等の住所及び氏名並びに簡易専用水道の名称に変更を
生じた場合にのみに限定されるものであること。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

佐伯市長 様

設置者等 住所

フリガナ
氏名

電話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

簡易専用水道廃止届

年 月 日付で設置届をした簡易専用水道を下記のとおり廃止したので、佐伯市簡易専用水道指導要綱の規定により届けます。

記

- 1 簡易専用水道の名称
- 2 廃止年月日
- 3 廃止の理由

※ 水道事業に統合される場合は、水道事業体の引受書等の写しを添付すること。